鳥取市青谷上寺地遺跡展示館

改正後

区分	常設展観覧料(1 人 1 回につき)		企画展観覧料(1 人 1 回につき)	
	個人	団体	個人	団体
一般	無料	無料	1,000 円	800 円
小学生、中学生	無料	無料	無料	無料
高校生	無料	無料	500 円	400 円
障害者等、小学校就学前の者	無料	無料	無料	無料

備考
1 「常設展観覧料」とは、平常展示している歴史資料等の観覧料をいう。
2 「企画展観覧料」とは、特別な企画に基づき展示している歴史資料等の観覧料をいう。
3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
⑴ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
⑵ 介護保険法の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
4 「団体」とは、20 人以上のものをいう。

改正前

区分	金額
常設展観覧料	無料
特別展観覧料	1 人 1 回につき 1,000 円以内で市長が定める額

備考
1 「常設展観覧料」とは、平常展示している歴史資料等の観覧料をいう。
2 「特別展観覧料」とは、特別な企画に基づき展示している歴史資料等の観覧料をいう。